新宿区のまちをつくるためのルール

小学生向け

みんなでつくろう！
わたしたちのまち

新宿区自治基本条例

区民みんながまちづくりの“主役”
新宿区のまちづくりを一緒に考えてみましょう！

新　宿　区

1 自治ってなんだろう？

自治とは、文字のとおり「自(みずか)」らを「治(おさ)」める。つまり、「自分たちのまちのことは、自分たちが責任をもち自分たちで決めていく」ということです。たとえば、学級委員長を自分たちで選び、クラスをどのようにしていくかを自分たちで考え、決めていくことも「自治」といえます。

新宿区のまちづくりも、国や東京都にまかせるのではなく、新宿区でできることは区が自(みずか)ら行うことが大切です。

自治基本条例には、区民のみなさんが主役となって、区役所や区議会といっしょにまちづくりを行うための重要なルールが書かれています。

＜区民のみなさんが自治の主役です＞

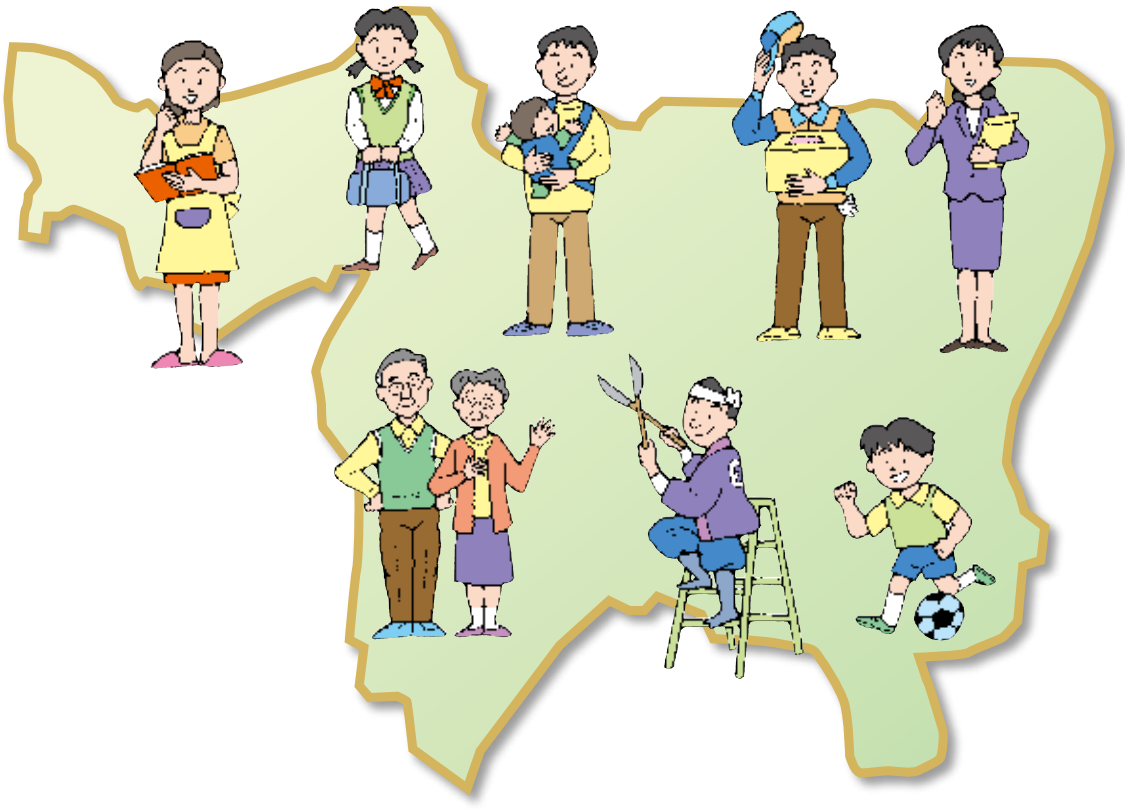

2 自治基本条例ってなに？

自治基本条例はまちづくりの基本的なルールです。区民一人ひとりがまちづくりに参加し「自分たちのまちのことは自分たちが責任をもち、自分たちで決めていく」ことが大切です。自治基本条例は区民、区議会、区役所などまちづくりにかかわるものがどのような役割を担い、どのような方法でまちづくりを進めていくのかを定めています。

ことば「条例」

条例とは国の法律とは別に、都や区などが作る法律のようなものです。したがって、「自治基本条例」とは、新宿区のまちづくりの基本的なルールを定めた法律のようなものです。

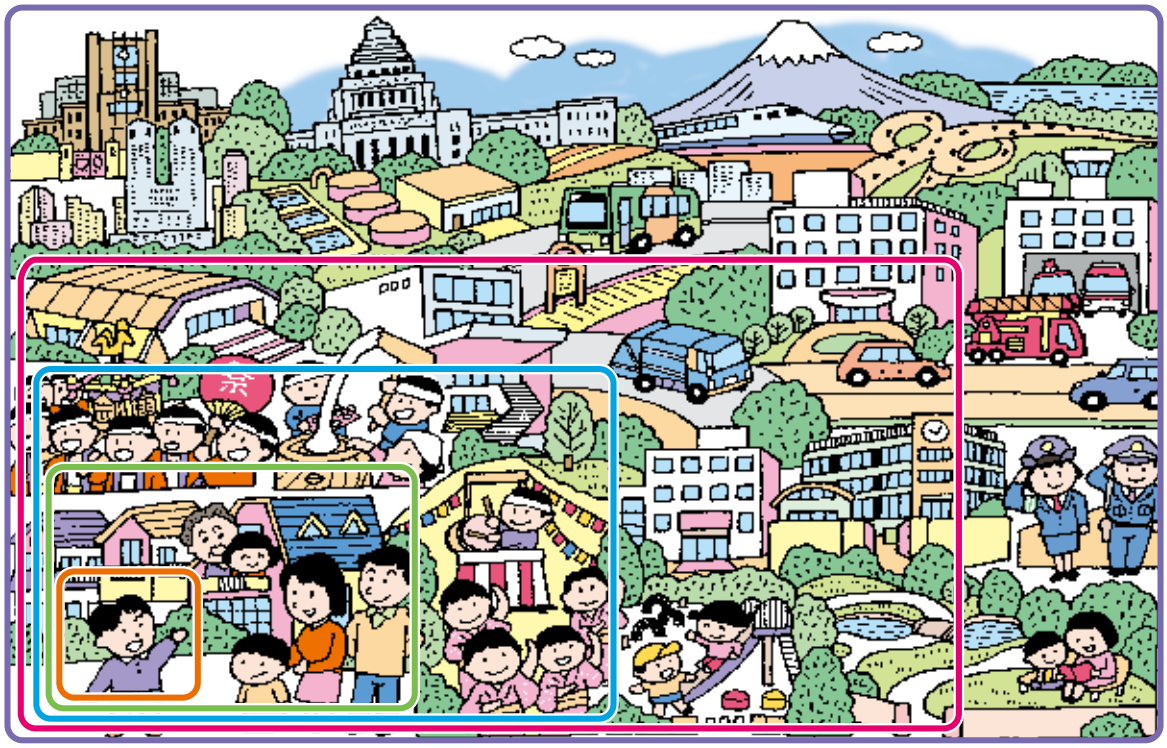

3 新宿区のまちづくりは、どのように進められているのだろう？

よりよいまちづくりを行うためには、住んでいる人はもちろんのこと、新宿区にかかわるさまざまな人たちがそれぞれの役割をはたしながら協力していくことが重要です。

区民、区議会、区長（区役所）～それぞれの役割

区民＝“まちづくりの主役”
区政に参加し、意見や提案を行う。

区民に開かれた議会運営
区民への説明責任

選挙・区民の願い

選挙・区民の願い
区政への参加・協力

サービスの提供、区政情報の提供、地域活動への支援等

区議会＝“区のまとめ役”
区政（区役所）の仕事をチェックし区民の声を反映させ、まちづくりの重要事項を決定する。

区役所の仕事のチェック

条例、予算など区政運営の内容を説明

区長（区役所）＝“区民を支え、仕事をする実行役”
区の代表として区政運営を行い、まちづくりを進める。

区民＝“まちづくりの主役”

新宿区自治基本条例では、みなさんを含め新宿区に住んでいる人だけではなく、新宿区で働いている人や学んでいる人など新宿区にかかわる人も含め、幅広い人たちを区民としました。区民はまちづくりの主役です。

区議会ってなに？　議員はなにをしているの？

区議会は選挙で選ばれた議員たちが区民生活にかかわる問題について話し合いをして、新宿区のめざすところを最終的に決める組織です。議員の役割は、新宿区をいまよりももっと暮らしやすい区にするために行動することです。議員は、新宿区に住んでいる人や、新宿区で活動している人などの意見を聞いて条例や予算などを決め、その思いや願いが生かせるように努力します。

新宿区議会事務局井口さんの話

区議会の仕事で重要でしかも代表的なものとして「議決」があります。議決とは、区長や議員から提出された議案などを話し合って、議会として物事を決定することです。例えば、みなさんが学級会で話し合って物事を決めることと同じです。

調べてみよう 1

議決する事項としてどのようなものがあるのか新宿区議会のホームページを見て、調べてみましょう。

■新宿区議会のホームページ　http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/index08.html

区役所はどんな仕事をしているの？

新宿区に住む人たちのために、さまざまな仕事をしています。たとえば、みなさんがよく使う身近な公園の管理や整備、図書館の運営なども区役所が行っている仕事の一つです。みなさんの暮らしがよりよくなるように区長と区役所の職員は働いています。

調べてみよう 2

新宿区には、区内 10 カ所に特別出張所が置かれ、ミニ区役所として地域の生活に結びついたサービスを提供しています。みなさんの地域の特別出張所の場所と名称を区のホームページを見て、調べてみましょう。

■新宿区のホームページ

http://www.city.shinjuku.lg.jp/

新宿区役所の本庁舎（ほんちょうしゃ）

◆新宿区内の 10 カ所の特別出張所

特別出張所名	特別出張所名
1 四谷（よつや）特別出張所	6 戸塚（とつか）特別出張所
2 箪笥町（たんすまち）特別出張所	7 落合第一（おちあいだいいち）特別出張所
3 榎町（えのきちょう）特別出張所	8 落合第二（おちあいだいに）特別出張所
4 若松町（わかまつちょう）特別出張所	9 柏木（かしわぎ）特別出張所
5 大久保（おおくぼ）特別出張所	10 角筈（つのはず）特別出張所

4 自治基本条例はどうやってできたの？

まちづくりのための基本的なルール・しくみをつくるためには、まちづくりの主役である区民のみなさんの存在はかかせません。そこで新宿区では自治基本条例をつくる時から、新宿区の町会・自治会など地域で活動している人や条例づくりに関心があり参加の意思を表明した区民などが参加し、区議会議員、区の職員と一緒になって新宿区のまちづくりの基本的なルールを考えました。

また、より多くの区民の方に条例づくりに参加してもらうために、「区民討議会」や「区民アンケート」を行い、よりよいまちづくりの基本的なルールをつくるためにみんなで話し合いました。

「区民討議会」や「区民アンケート」では、「安全・安心なまちづくり」や「お互いの様々な考え方や意見を尊重し合うことの大切さ」、「区民と区との協働によるまちづくり」などを条例に反映してほしいとの意見が出され、条例の中にそうした考え方を盛り込みました。

区民・区議会議員・区の職員による自治基本条例の検討のようす

ことば「区民討議会」

新宿区に住んでいる人の中から無作為に会議のメンバーを選び、そのメンバーが会議に参加し、いろいろなテーマについて話し合いを行いながらみんなで考えていくしくみです。

会議に参加した区民の高野さんの感想

この条例ができたからといっても、これからが始まりです。この条例が地域に知られているか、いかされているかを見守っていくことと、私たちが区政に対してもっと参加していく必要があると考えます。

5 自治基本条例にはなにが書いてあるの？

前文（P10）には、新宿区は歴史があり、世界中から人々が集まってくる国際的なまちであり、そのような新宿区のよいところを次の世代の人々に伝え、だれもが「新宿区に住んでよかった」、「これからも住み続けたい」と思うようなまちづくりをめざそうと書いてあります。

その目標を実現させるため、自治基本条例には区民、区議会、区長の役割や責任などが書いてあり、また、新宿区のさらなる自治を区民の人々が主役となって進めていこうということも書いてあります。

書かれている内容をいくつかご紹介します。

①　情報の共有

区役所や区議会などがもっているまちについての情報と区民の人々がもっているまちについての情報をもち寄って、お互いに情報を持ち合うというものです。

たとえば、まちの中で問題になっていることを解決しようとした場合、区役所がもっている情報とまちに住んでいる区民の人々の話をもち寄ってみんなでまちの情報を伝え合うことで、問題を解決するヒントが生まれてきます。

②　子どもの権利

みなさんも社会の一員として、自分の意見や考えを表明したり、社会に参加したりすることができます。つまり、みなさんも年齢に応じて新宿区のまちづくりに参加できるのです。将来、新宿区をどのようなまちにしたいか考えてみてください。

区長と淀橋第四小学校の子どもたち

淀橋第四小学校で小・中学生フォーラム
「東日本大震災から学ぶ」

区長と淀橋第四小学校のみなさんで、新宿区が取り組んでいる防災対策について理解を深め、防災意識を向上させるために自分たちができることについて議論しました。

③　区民の参加と協働

協働とは、みんなが目標を共有して、ともに力を合わせて活動することです。

新宿のまちには、さまざまな能力や経験をもつ多くの人々が暮らしています。そうした人々がもっている力を発揮できる機会や区政に参加できる仕組みを区はもっとつくっていく必要があります。そして地域のことを考え、地域を支えていく意識をもった多くの人々が地域で活躍することが、新宿区を変えていく大きな力となります。

6　よりよい新宿区をつくっていくために

新宿区は歴史や文化があるまちであり、世界中から人々が集まり、また、世界中に情報を発信するなど国際的なまちでもあります。これらは、新宿区のすばらしいところであり、わたしたちが誇りに思えるものです。

みなさんも新宿区の一員として、積極的にまちづくりに参加して自分の意見や考えを言い、だれもが新宿区に「住んでみたい」、「行ってみたい」と思えるような魅力あるまちを一緒につくっていきましょう。

新宿区では、区のホームページなどで条例に関してご紹介していますのでぜひ見てください。

■新宿区ホームページ

http://www.city.shinjuku.lg.jp/

参 考

新宿区自治基本条例　前文（概要）

（前略）

昭和22（1947）年に牛込、四谷、淀橋の3区が合併して誕生した新宿区は、江戸時代から計画的に市街地として発展した地域、新宿駅を中心とした新興商業地域、丘陵地の高台に位置した純農村地域など、それぞれ地域によって異なる風情を見せ、多様性に富だまちとして都市化しながら今日に至っています。

私たちの新宿区は、首都東京の中心に位置し、この地には、国内外の人々がともに暮らし、様々な目的を持った多くの人が集い、日々変貌を遂げながら活力のある国際的な都市として重要な存在感を示しています。（中略）

今、地域自治の時代を迎えようとしています。

新宿区が持つ特性を生かしながら、安全で安心な社会、持続可能な社会の実現をめざし、情報の共有化や区政参加の促進を図り、成熟した地域自治をこの地新宿に花開かせることは、私たちに課せられた大きな使命です。

私たちは、新たな時代の流れを深く自覚し、世界の恒久平和や地球環境の保全を希求し、互いの人権や個性を尊重し合いながら、市民主権の下、この地に最もふさわしい私たちが主役の自治を創造します。

私たちは、世界からこの地に集う人々とともに互いの持つ多様性を認め合う多文化共生社会の実現をめざすとともに、新宿区の優れた歴史や文化を世代を超えて継承し、一人ひとりの思いをしっかりと基盤に据えた地方政府を創り上げる決意を込め、ここに新宿区の最高規範としてこの条例を制定します。

みんなでつくろう！ わたしたちのまち
新宿区自治基本条例（小学生向け）

平成23年12月　発行

編集・発行：新宿区　総合政策部企画政策課
東京都新宿区歌舞伎町1-4-1
電話（03）3209-1111

印刷物作成番号
2011-11-2101

R70
古紙配合率70%再生紙を使用しています

小学　6　年　　組	
氏　名	